

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	生産緑地地区内の行為の制限に対する許可	
根拠法令・条項	生産緑地法第8条第1項、第2項	
所 管 課	農政 部 農地 課	
審 査 基 準	<p>（生産緑地地区内における行為の制限）第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 三 水面の埋立て又は干拓</p> <p>2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。</p> <p>一 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 二 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 三 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 四 農林漁業に従事する者の休憩施設 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p> <p>3 市町村長は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	過去に審査実績がないため